

【農業の持続的な発展に関する施策②】

総合的な環境政策の推進

- ・ 総合的な環境政策の推進 1
- ・ 気候変動に対する緩和・適応策の推進 2
- ・ 生物多様性保全・利用の推進 3
- ・ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーションの促進 4

総合的な環境政策の推進

- 農業生産活動は気候変動への適応や生物多様性の保全・利用等に密接に関連。
- 「気候変動への対応」や「生物多様性の保全・利用」、「自然循環機能の維持増進」といった複数の視点から各施策を実施することにより、総合的な環境政策を推進。

現状・課題

【気候変動】

21世紀の間に日本の平均気温が2~4℃上昇すると予測される等、今後も気候変動による我が国の農林水産業への影響が拡大・顕在化していくおそれがある。

【生物多様性】

- 生物多様性の保全は、多様な遺伝資源の利用による農林水産物の供給や、病虫害の被害緩和等に貢献。
- 農山村の過疎化と担い手の減少等に伴う里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加等により、里地里山等の豊かな生物多様性が失われていくおそれがある。

※生物多様性とは、農地や森林、海洋といった様々な生態系が存在すること及び様々な種類の動植物等が生息生育していることをいう。

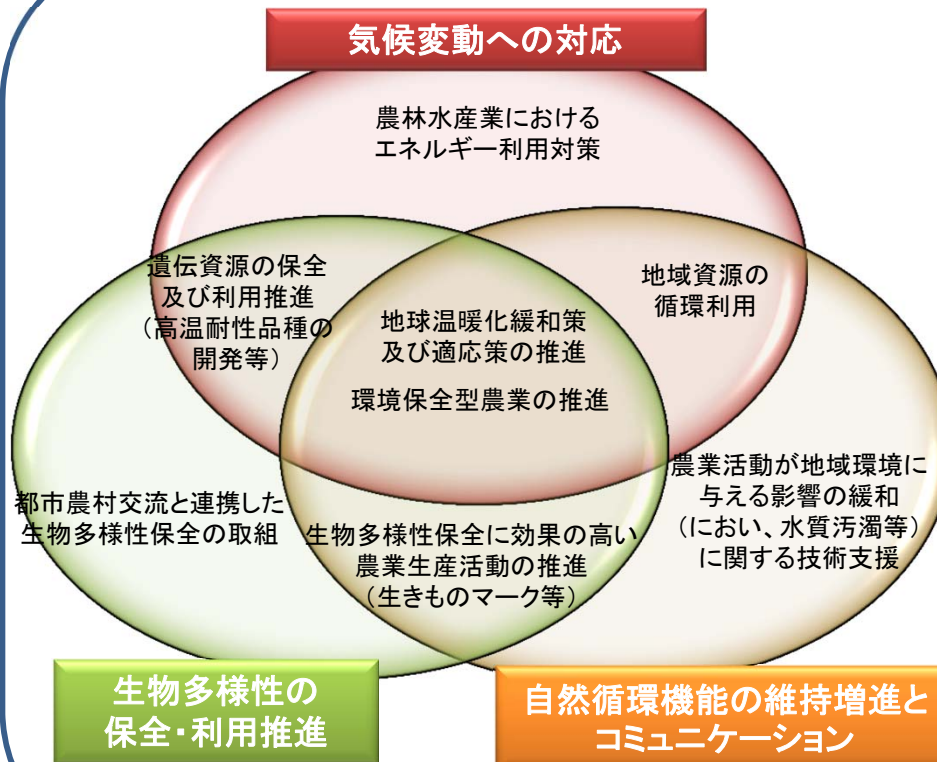
【農業の自然循環機能】

農業の自然循環機能を維持増進していくため、環境保全型農業の推進等様々な取組を推進しているが、具体的な効果や影響が見えにくい等の課題を抱えており、消費者等の理解を得ていくための取組が求められている。

※植物は土の中にある栄養と光合成で育ち、動物はその植物を食べ、微生物が動物の排せつ物を分解して植物の栄養源となる。こうした流れを農業の自然循環機能という。

総合的な環境政策の推進

総合的な環境政策の推進(イメージ)



気候変動に対する緩和・適応策の推進

- 地球温暖化の進行は各方面に様々な影響を及ぼしており、今後も拡大・顕在化する恐れ。
- 農林水産業は気候変動の影響を大きく受けることから、引き続き温暖化緩和策を進めるとともに、政府全体の気候変動適応計画策定の動きに合わせて、農林水産分野における気候変動適応計画を策定し、当該計画に基づき適応策の導入を促進。

現状・課題

- 温室効果ガス排出削減対策として、施設園芸や農業機械の省エネ対策等を実施してきたところであり、今後はさらに燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営への転換を図るためにも、さらなる取組の推進やエネルギーの供給に関する情報の提供等が必要。
- また、肥料や家畜排せつ物の施用により発生する一酸化二窒素やメタン等の温室効果ガス排出削減対策を講じていく必要。
- 省エネ設備の導入等により温室効果ガス排出削減の取組を実施する動機付けを得られるような取組を推進する必要。
- IPCC(※)の報告では、21世紀の間で日本の平均気温が2~4℃上昇すると予測されており、すでに顕在化した影響への対策を促進するとともに、今後影響が懸念される分野も含め、温暖化への適応策を総合的・戦略的に推進していく必要。

※IPCC:気候変動に関する政府間パネル

施策の検討方向

【農林水産分野の緩和策の推進】

- 温室効果ガス排出削減対策等の推進
 - 省エネ設備や、再エネを活用した設備の導入促進。
 - 個々の経営体におけるエネルギー供給環境への適切な対応が可能となるよう、エネルギーの供給に関する情報について、包括的な情報提供・分析を実施。
 - 施肥低減や家畜排せつ物の適切な処理等の推進。
 - 温室効果ガスの排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)の活用推進。

【農林水産分野の適応策の推進】

- 気候変動適応計画の策定及び実施
 - 農林水産分野の気候変動適応計画を策定(平成27年7月目途)し、当該計画に基づき、農林水産業における適応策の導入を総合的・戦略的に推進。
 - 顕在化した影響に対しては、それを軽減する取組の実践を促進するとともに、研究開発を推進。
(例:高温耐性品種の普及促進等)
 - まだ顕在化していない影響については、将来への影響予測や、品種・技術開発等の研究開発を推進。
(例:温暖化により分布拡大が危惧される熱帯に生息する病害虫の検出技術の開発等)

→政府全体で策定する適応計画(平成27年夏頃策定予定)への反映

生物多様性保全・利用の推進

- 生物多様性の保全は、多様な遺伝資源の利用による農林水産物の供給や、病虫害の被害緩和等に貢献。
- 農山村の過疎化と担い手の減少等に伴う里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加等により、里地里山等の豊かな生物多様性が失われていくおそれ。こうした中、農業生産活動を通じた生物多様性の保全・利用の裾野を広げていくためには、国民理解の醸成を図りつつ、都市農村交流なども利用した地域振興の取組などとも一体的に展開していく必要。
- また、遺伝資源の保全・利用について国際的枠組を踏まえ、推進していく必要。

現状・課題

- 各地域において、「生きものマーク」等の取組を実施してきたところであるが、さらなる展開のため、当該取組が生物多様性に与える効果について検証し、生産者、消費者に対して透明性のある評価結果を示す必要。
- 国際的枠組(IPBES※1)による生物多様性に関する科学的評価の動きへ対応する必要。
- 生態系サービス※2により結ばれる都市と農村(自然共生圏)という観点を踏まえた、都市農村交流や地域振興を図る必要。
- 途上国を中心に、遺伝資源に対する権利意識の高まりを踏まえ、国際的枠組を活用した遺伝資源の保全・利用を進める必要。

※1 IPBES: 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム

※2 生態系サービス: 人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」などがある。

施策の検討方向

- 生きものマーク等の手法や枠組の認知度向上のため、効果の検証や積極的な情報発信等を実施。
- 農業活動が生物多様性保全に与える「効果」の客観的評価・検証、科学的知見の蓄積及びIPBESにおける検討への反映。
- エコツーリズムやグリーンツーリズムなどの都市農村交流等と連携した生物多様性保全の取組の推進。
- 食料・農業植物遺伝資源条約や名古屋議定書を踏まえた遺伝資源の保全・利用推進。

農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーションの促進

- 農業は、自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動。
- 農業の自然循環機能の維持増進の観点から、環境保全型農業の推進等様々な取組が進んでいるが、更なる発展のため、これら取組が環境に対してどのような影響を与えているかを検証するとともに、生産者、消費者、地域環境及び地域住民にどのように還元しているのかを明らかにしつつ、関係者間のコミュニケーションの促進につなげていく必要。

現状・課題

- 環境に配慮した農業による環境保全効果や農業生産活動が与える影響について十分に明らかにされていない。
- 環境に配慮して作られた農産物の価値については消費者の理解を得づらく、農産物の価格にも反映されにくい。
- 環境保全型農業の実施に当たっては、コストや労力の増加、収量減少等が課題
- 販売や取組の効果を高めるために、他の農業者との連携が必要。
- 農業経営の維持・拡大等に関連して生じる地域の環境基準との調和や地域住民との調整への対応が必要。

施策の検討方向

- 環境に配慮した農業の環境保全効果や、農業生産活動の環境に与える影響・効果の調査等の実施。
- 生産者、消費者及び地域住民とのコミュニケーションの促進、優良事例の共有。
- 環境保全型農業推進のための生産技術等の研究開発を実施。
- 多面的機能発揮促進法に基づき、地域でまとまりをもった環境保全型農業の取組を誘導し、農業者の連携による技術向上や販売の取組を推進。
- エコファーマー等による環境に配慮した農産物の生産や、その需要の拡大等に向けた推進方策について検討。
- 農業が環境に与える影響(におい、水質汚濁等)の緩和に関する技術支援等の充実。